

令和元年 1 2 月

総 会 議 事 録

萩市農業委員会

令和元年12月総会

萩市農業委員会総会議事録

12月12日(木) 午後3時00分 開会 場所 萩市役所大会議室

○提出議案

- 議案第71号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について
議案第72号 空き家に附属する農地の指定について
議案第73号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について
議案第74号 農地法第18条第6項の規定による通知について
議案第75号 登記官からの農地の転用事実に関する照会書に対する調査結果について
議案第76号 現況確認書の交付について

○出席委員(18名)

1番	原 田 知 美	2番	中 村 博 和
3番	原 川 久美子	4番	小野村 壽美夫
5番	藤 田 芳 昭	6番	岡 崎 弘 明
7番	長 富 繁 美	8番	鳥 田 茂 夫
9番	品 川 民 雄	10番	田 村 廣
欠席	吉 村 榮 子	12番	守 永 正 範
13番	松 田 由美子	14番	矢 次 利 典
15番	鈴 川 肇	16番	佐 伯 泰 資
17番	吉 村 剛	18番	尾 木 武 夫
19番	片 岡 兼 雄		

○出席推進委員(16名)

阿嶋 忠治	猪亦 修生	上杉 重男	大塚 茂生
大峠 昭夫	片山 和彦	佐々木 藤一	嶋 哲子
下瀬 一馬	竹本 昇	長岡 岩雄	中原 豊
中村 博	藤田 幸久	藤原 悟	森 瑞枝

○議事録署名委員

5 番 藤田 芳昭

1 4 番 矢次 利典

○議 事

事務局長 只今から、令和元年12月萩市農業委員会総会を開催いたします。農業委員会委員19名中、18名の出席があり、萩市農業委員会議事規則第8条の規定により総会が成立したことを報告します。

本日の議長は、萩市農業委員会議事規則第5条の規定により会長にお願いします。

会 長 開会のあいさつ

議 長 これより議事に入ります。

議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。萩市農業委員会議事規則第14条に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 それでは、議事録署名委員は、5番 藤田委員、14番 矢次委員にお願いいたします。

なお、会議書記は事務局職員にさせます。

議 長 議案第71号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。第1項の説明をお願いします。

事 務 局 それでは、議案第71号第1項についてご説明します。議案は2ページになります。

(スクリーンに位置図を表示)

申請地は、●●●、地目は登記・現況とも田、面積2,045㎡外3筆、合計8,857㎡です。譲受人は、●●●の●●●さんで、耕作面積は7,284㎡、内容は田です。権利の種類は所有権移転で売買です。譲渡人は、●●●の●●●さんです。申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんは、高齢により農作業従事が困難なこと、後継者もないことから売り渡すこととし、譲受人の●●●さんは、

法人●●●の役員であることから、取得後、引き続き法人●●●に貸し付けることで、法人の経営面積を維持したいとの意向があり、譲渡人からの申し出に応じて、双方連名により本申請に至ったものです。譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で、法人のほかに、畑が約7反の農業経営に従事されており、年間農作業従事日数は、ご本人さん280日、奥さん280日となっています。

次に場所ですが、現地については11月29日、●●●地区担当の●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局で確認しました。申請地は、●●●から北西へ約2kmの地点にあり、●●●さんのお宅から約4kmの着色した箇所となります。こちらが●●●で、こちらが●●●に入っていくところで、入っていくと●●●があり、この3ヶ所のところになります。

営農計画ですが、申請地はこれまで田として利用されており、法人●●●が、借り受けて耕作していました。●●●さんが、法人の構成員であることから、取得後も引き続き法人●●●が水稻の作付けを行う予定です。

農機具については、法人●●●の農機具を利用されます。以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員お願いします。

第 8 番 この案件につきましては、11月29日、事務局2名、●●●推進委員と4名で確認いたしました。詳細につきましては、先程の事務局からの説明のとおりであります。●●●さんは●●●を立ち上げられまして、現在も運営に尽力をされておる方でございます。この4筆のうち3筆はすでに法人が管理されておられますが、●●●につきましては、●●●さんが個人で管理されておられましたが、高齢化など、跡継ぎがないということで、売買の譲渡となりました。これにつきましても、今後法人が管理することとなっております。この地域一帯の耕作面積が約12haあります。99%を今後法人が集中管理をすることとなっております。そして、●●●さんも●●●さんも、元農業委員の方でございますので、何の問題もないかと思われますのでご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 詳しい説明がありましたが、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 第2項の説明をお願いします。

事 務 局 それでは、議案第71号第2項についてご説明します。

(スクリーンに位置図を表示)

申請地は、●●●、地目は登記・現況とも田、面積1,429㎡外6筆、田の面積が12,787㎡、畑の面積が421㎡、合計13,208㎡です。譲受人は、●●●の●●●さんで、耕作面積は4,914㎡、内容は田及び畑です。権利の種類は所有権移転で売買です。譲渡人は、●●●の●●●さんです。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんは、これまで申請地を農事組合法人●●●に預けていましたが、遠隔地に居住しており、今後とも耕作が難しいことから、地元におられる●●●さんに売買を申し出たところ合意に至り、双方連名により本申請に至ったものです。譲受人の●●●さんは年齢●●●歳で、田が約2反、畑が約3反のあわせて5反の農業経営に従事されおり、年間農作業従事日数は、ご本人さん250日、奥さん220日、息子さん夫婦が各280日となっています。

次に場所ですが、現地については、11月28日●●●地区担当の●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さん、●●●推進委員さん事務局で確認しました。申請地は、●●●から、南西へ約1.5kmの地点にあり、着色した箇所となります。数か所に分かれて点在していますが、●●●さんの自宅から約200mの位置にあります。●●●がここにあります。こちらが県道11号線になり上がったところで、●●●さんの家がここです。

営農計画ですが、申請地はこれまで田及び畑として利用されており、田については法人●●●が借り受けており、●●●さんが法人の構成員であることから、取得後も引き続き法人●●●が借り受けて水稻の作付けを行い、畑については●●●さんが畑として耕作する予定です。

農機具については、法人●●●の農機具を利用されます。以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議 長 それでは、●●●地区担当の推進委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当推進委員が挙手)

議 長 はい、●●●推進委員をお願いします。

●●●推進委員 今回の件でございますが、事務局より説明がありましたが、私共、地域の推進委員2名と、委員さん2名、事務局より2名が参られまして、ほ場の案内は●●●さんが丁寧に案内されました。何の問題もございません。今までどおり、ほ場は法人●●●が管理されています。今から先も法人さんの方で耕作をされるようです。又、●●●さんは養豚の方もやっておられまして、リサイクルもやっておられます。何の問題もないと思われますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第2項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 第3項の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第71号第3項についてご説明します。

(スクリーンに位置図を表示)

申請地は、●●●、地目は登記・現況とも田、面積73㎡外14筆、田の面積が、3,560㎡、畑の面積が1,358㎡、合計4,918㎡です。譲受人は、●●●の●●●さんで、耕作面積は0㎡、権利の種類は所有権移転で売買です。譲渡人は、●●●の●●●さんです。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんは高齢で、通作に約1時間かかることから、管理が難しく譲り渡すこととし、譲受人の●●●さんは、●●●からの移住者で申請地が●●●さんから購入した住宅のすぐそばであることから、●●●さんの申し出に応じ、双方連名により本申請に至ったものです。譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で、現在の経営面積は0ですが、今回取得する田と畑あわせて約5反の農業経営に従事される予定です、年間農作業従事日数は、ご本人さん150日となっています。

次に場所ですが、現地については11月28日、●●●地区担当の●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局で確認しました。

申請地は、●●●から、南西へ約300mの地点にあり、着色した箇所となります。●●●さんの自宅のそばになります。支所がここになり、場所はここになります。

営農計画ですが、申請地の一部には果樹が植えられており、取得後、野菜及び果樹の植付けを予定しています。

農機具の保有状況は、草刈機1台、チェーンソー2台、一輪車1台、各種、鍬、鎌、スコップ、その他で、必要な用品はその都度購入される予定です。以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議 長 それでは、●●●地区担当の推進委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当推進委員が挙手)

議 長 はい、●●●推進委員お願いします。

●●●推進委員 この件につきましては、11月25日に●●●委員さん、事務局で現地認しました。●●●さんは定年退職されて、一人で11月中旬に●●●から移住されてきました。譲渡人が身体を壊されて作ら

なくなったので、畑は、ゆずとキウイフルーツがある畑があります。●●●さんが一年に3，4回来られて畑の草刈りをされて管理されていたので、そこに野菜を作って店に出したいといっておられました。隣の家も離れているので、日陰にはならないので果樹を植えたようです。用具はその都度購入されるそうです。●●●さんは農業をされたことがないので、畑を荒らさないよう伝えておきました。以上ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(●●●委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員

第15番 この●●●からの●●●さんは、新規就農者なのですか。約5反保有だそうですが、萩市の空き家バンクの条例で土地を購入されるのですか。土地面積最低の30aでは買わない気がしますが。

事 務 局 申請面積が4,918㎡で49aあるので、一般の申請で取得、購入可能です。空き家に附属する農地は30aを越えない場合について、そちらを活用しようということでやっております。以上です。

第15番 わかりました。

議 長 他にございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第3項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 第4項と第5項は譲受人が同一でありますので同時審議といたします。事務局は説明をお願いします。

事 務 局 それでは、議案第71号第4項、第5項についてご説明します。

(スクリーンに位置図を表示)

まず、第4項の申請地は、●●●、地目は登記・現況とも畑、面積3,327㎡外10筆、田の面積が524㎡、畑が12,799㎡、合計13,323㎡です。

譲受人は、●●●、●●●で、耕作面積は590,679㎡です。権利の種類は所有権移転で売買です。譲渡人は、●●●の●●●さんです。

次に第5項の申請地は、●●●、地目は登記・現況とも畑、面積442㎡外9筆、畑が合計13,271㎡です。譲受人は、4項と同じ、●●●、●●●で、権利の種類は所有権移転で売買です。譲渡人は、●●●の●●●さんです。4項、5項の申請者は、いずれも●●●さんの相続人です。

次に申請理由ですが、第4項、第5項ともに、所有者が市外に居住されており、体力的に耕作が難しいこと、農業後継者もないことから、申請地については、●●●の経営地として売り渡すこととし、このたび、双方連名により申請書が提出されたものです。譲受人の●●●は、農地所有適格法人で、●●●、●●●、●●●、●●●に農地を保有し、すでに●●●周辺で、オリーブ事業を実施されており、今回は先月に引き続いての申請となります。年間農作業従事日数は、役員4名で730日、雇用が6名で延べ250日となっており、雇用については今後4名増員の予定です。

次に場所ですが、現地については12月5日、●●●地区の●●●委員さん、●●●委員さん、事務局で確認しました。

申請地は、●●●から、北東へ約5.4kmの地点にあり、着色した箇所となります。今回の申請地は、●●●がここで、●●●に抜ける道の途中です。この一帯になります。

営農計画ですが、取得後は、オリーブを栽培される予定です。

農機具は、軽トラック1台、3トンドンプ2台、トラクター1台、モア2台、バックホー1台を保有されています。以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

それでは、●●●地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員お願いします。

第 5 番 今事務局から説明のあったとおりで、12月5日に●●●委員さん、私と事務局で現地確認しました。これは相続の関係で、最後まで残っていましたが、今回まとまったとのこと。1ヶ所まだの部分もありますが、そこもうじき出てくると思いますし、これでオリーブ関係がだいたい揃っています。前回、皆さん方には●●●の現地視察に来られたと思いますが、12月5日に現地を見た時は、その時以上に立派な果樹園として生まれ変わりつつあります。今後も注目して行きたいと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。第4項・第5項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第4項・第5項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第72号「空き家に附属する農地の指定について」を、議題に供します。第1項の説明をお願いします。

事務局 議案第72号、第1項についてご説明いたします。先に議案の訂正ですが、7ページの表の一番上の右端の譲受人を申請人に訂正をお願いします。それでは、説明いたします。

(スクリーンに位置図を表示)

まず、議案につきましては、空き家に付随する農地の別段面積1アールに係る案件で、萩市空き家に附属する農地の別段面積基準に基づき指定を行うものです。

申請地は、●●●、地目は登記・現況とも畑、面積612㎡外1

筆、合計984㎡です。申請人は、●●●の●●●さんです。現地につきましては11月29日、●●●地区担当の●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さん、●●●推進委員さん、事務局で、現地調査を行いました。

申請地は、●●●から南東へ約5kmの地点にあります。空き家バンクに登録されていたことの確認書が添付されており、適用条件を満たしています。現在、空き家バンクに登録のあった家屋は、借家として貸し出されており、現在の入居者が買い取りを希望しておられるとお伺いしています。以上、ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長 これは、空き家を●●●さんが買われるのですか。

事 務 局 ●●●さんは譲渡人の方で、今現在、●●●で●●●代の●●●に住民票がある方が借りて住んでいらっしゃいます。また3条申請が出てくると思います。

議 長 その農地も買って、畑をされるという案件でございますね。説明が終わりました。●●●地区担当の推進委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当推進委員が挙手)

議 長 はい、●●●推進委員をお願いします。

●●●推進委員 この件につきましては、今事務局よりご説明がございましたので特にありませんが、11月29日、●●●地区担当の●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局で、現地調査を行いました。申請人は、●●●に住んでおられます。空き家につきましては、29年の6月に空き家バンクに登録され、今は賃貸契約がなされており、管理されております。今回の畑につきましては、家のすぐそばということで、十分に管理はされると思います。特に問題はないと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたします。
空き家によそから入って来られると、人口も増えるし、空き家と荒地になりかけた農地の管理もされるので、地元にとっても有り難いことでもありますし、大歓迎ですね。

議 長 議案第73号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局は説明をお願いします。

事 務 局 議案第73号第1項からご説明します。議案は9ページです。
説明の前に議案の訂正をお願いします。第1項の所有者の欄に連名で記載していますが、●●●さんだけに訂正をお願いします。
また、第4項、5項及び7項の農地区分が第3種になっていますが、第2種に訂正をお願いします。それでは第1項についてご説明します。

(スクリーンに位置図を表示)

11月27日、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局とで現地調査を行いました。

申請地は、●●●から北へ900m、宅地化が進行する第1種低層住居専用地域内にあり、農地法施行規則第44条第3号に規定される第3種農地です。申請地は、●●●、地目は登記・現況とも畑、面積852㎡です。転用者は、●●●の●●●さんで、所有者は細工町の●●●さんです。

転用目的ですが、農地の管理が難しいことから、宅地建物取引業の免許を持つ●●●さんが買い受け、用途地域内で3区画の宅地分譲を行うため土地の造成を行うもので適当です。場所ですが、地図のこちら側が●●●で、こちらに行くと●●●になりますが、この緑で着色した箇所となります。

(スクリーンに分間図を表示)

次に隣接農地の関係ですが、北側は道路、東側・西側は宅地、南側に農地がありますが隣接農地承諾書が添付されているため問題あ

りません。

(スクリーンに配置図を表示)

次に配置図ですが、上側が道路になります。申請地にこのように3つの区画と進入路を設けます。

宅地造成後の用排水計画ですが、雨水は、区画内にためますを設置し、進入路に新設する側溝から北側道路側溝へ流入させ、汚水は北側市道内の公共下水道へ接続させるもので適当です。

被害防除計画ですが、表土をはいで地ならしし、20cmの盛土を行い整地します。南側境界にはブロック塀があり、西側・北側にもブロック塀を設置する予定で、土砂の流出等のおそれはなく適当です。以上、ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当の推進委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当推進委員が挙手)

議長 はい、●●●推進委員をお願いします。

●●●推進委員 先ほど事務局の説明がありましたように、先月の27日に、両名で現地査を行いました。先ほどの図面にありましたように、当該地は●●●という住宅地の中にあります。この農地につきましては、相続した財産という事で、所有者は営農者ではありません。3区画の住宅分譲地として売り出すと言う事であります。以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議長 それでは第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、第2項の説明をお願いします。

事務局 次に議案第73号第2項のご説明をします。

(スクリーンに位置図を表示)

12月2日、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局とで現地調査を行いました。

申請地は、●●●から南東へ800m、宅地化が進行する第1種中高層住居専用地域内にあり、農地法施行規則第44条第3号に規定される第3種農地です。申請地は、●●●、登記・現況地目ともに畑、面積173㎡、併用地を含めた全体面積は852㎡です。転用者は、●●●の●●●さんで、所有者は●●●の●●●さんです。

転用目的ですが、転用者の●●●さんが●●●さんの農地を借り受け、自己用住宅を建設するもので適当です。場所ですが、こちらが●●●、●●●があって、●●●がここです。この緑で着色した箇所となります。今所有者の●●●さんが住まわれている住宅がこちらで、後の現況確認で出てくる、●●●の歩道を拡幅する件で、住宅が後ろ側にさがるということで住宅も古くなってきていることから、合わせて新築の住宅を建築するものです。

(スクリーンに分間図を表示)

隣接農地の関係ですが、東側・北側は宅地、南側は所有者の畑、西側に宅地と農地がありますが隣接農地承諾書が添付されており問題ありません。

(スクリーンに配置図を表示)

次に配置図ですが、申請地にこのように住宅を建設し、駐車場を設けます。

用排水計画ですが、雨水は敷地内にためますを設置し、北側の既存道路側溝へ排水させ、汚水は敷地内に浄化槽を設置し北側の既存道路側溝へ排水させるもので適当です。

被害防除計画ですが、表土を20cm剥ぎとり、やまずりで地ならしするため、土砂の流出等のおそれはなく適当です。以上、ご審議のほど、よろしくお願いします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員の方から現地調査の結

果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

第 4 番 この件につきましては、12月2日、●●●推進委員さん、事務局4名で現地調査を行いました。今説明があったとおりで、歩道の拡張の為の工事で、やむなく削られる自己用住宅の建築ですので問題ないと思われますので、ご審議のほど、よろしくお願いします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第2項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 第3項の説明をお願いします。

事務局 次に議案第73号第3項のご説明をします。

(スクリーンに位置図を表示)

12月2日、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局とで現地調査を行いました。

申請地は、●●●から南へ800m、準工業地域内にある、農地法施行規則第44条第3号に規定される第3種農地です。申請地は、●●●、登記・現況地目ともに田、面積1,780㎡、併用地を含めた全体面積は1,866.42㎡です。転用者は、●●●の●●●さんで、所有者は●●●の●●●さんです。

転用目的ですが、転用者の●●●さんは●●●を営んでおられ、現在、●●●地区に事務所がありますが、近年、萩市内だけでなく近隣の市町からの受注も増加しており手狭となってきたため、申請

地を取得し、事務所、資機材置き場、駐車場を整備するもので適当です。

場所ですが、これが●●●で、こちらに元の●●●の後側になりますが●●●があり、●●●松陰神社がこちらになり、この黄色で着色した箇所になります。

(スクリーンに分間図を表示)

隣接農地の関係ですが、東側・北側は宅地と雑種地、南側は水路、西側に農地がありますが隣接農地承諾書が添付されており問題ありません。

(スクリーンに配置図を表示)

次に配置図ですが、申請地にこのように事務所を建設し、資材置場、駐車場を設けます。

用排水計画ですが、雨水は敷地内にためますを設置し、東側の既存道路側溝へ排水させ、汚水は東側市道内の公共下水道下接続させるため適当です。

被害防除計画ですが、40cmの盛り土を行い整地し、境界にはフェンスを設置するため、土砂の流出等のおそれはなく適当です。以上、ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員をお願いします。

第4番 この件につきましては、12月2日、事務局2名と●●●推進委員と私で現地調査を行いました。今の事務局の説明のとおりで、現在の会社が手狭となって、土地を購入し、新しい事務所を建てると言うことでした。譲渡人もその管理が出来なくなってきて、草は刈られていましたが、少し荒れたような感じでした。致し方ないと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第3項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 第4項と第5項は関連がありますので同時審議といたします。事務局は説明をお願いします。

事 務 局 次に議案第73号第4項及び第5項のご説明をします。

(スクリーンに位置図を表示)

こちらにつきましても、12月2日●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局とで現地調査を行いました。

申請地は、●●●から南へ380m、ほ場整備されていない小集団の農地で第2種農地です。第4項申請地は、●●●、登記・現況地目ともに畑、面積4,016㎡のうち60㎡、所有者は相続人代表 ●●●さんです。第5項申請地は、●●●、登記・現況地目ともに畑、面積1,458㎡のうち116㎡、所有者は●●●の●●●さんで、転用者は●●●です。

転用目的ですが、転用者の●●●さんが●●●の改修工事を受注されましたが、●●●の駐車場は●●●所有の車があり駐車できないことから、申請地を借り受け工事用車両の駐車場として使用するもので、令和2年3月30日までの期間で一時転用を行うもので適当です。場所ですが、こちらが●●●の●●●になります。農地がこの部分になり、こちらが第4項の申請地、第5項の申請地がこちらになります。ここが●●●になり、古くなった●●●の改修を●●●さんが請け負われたということで、改修のための車両をこちらに駐車するということです。

(スクリーンに分間図を表示)

隣接農地の関係ですが、南側・北側は道路、第4項・5項申請地が隣接しておりそれぞれ隣接農地承諾書が添付されており問題ありません。

(スクリーンに配置図を表示)

次に配置図ですが、申請地をそれぞれ第4項が4台分、第5項が7台分の駐車場として利用されます。

用排水計画ですが、雨水は自然流下で地下浸透、汚水は発生しないため問題ありません。

被害防除計画ですが、申請地は現在、所有者の方が耕作に來られた際の車両の駐車スペースとして使用されているため、整地等はせずに利用されますが、土砂の流出等のおそれはなく適当です。以上、ご審議のほど、よろしくお願いします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

第 4 番 この件につきましては、12月2日、事務局2名と●●●推進委員と私で現地調査を行いました。車を置くための一時転用ですが、●●●の●●●のために●●●をきれいにすることで、土地の方は一時転用ですので問題ないと思います。以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは第4項、第5項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第4項及び第5項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 第6項の説明をお願いします。

事務局 議案第73号第6項のご説明をいたします。

(スクリーンに位置図を表示)

11月27日、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局とで現地調査を行いました。

申請地は、●●●から北東へ600m、宅地化が進行する第一種中高層住居専用地域内にあり、農地法施行規則第44条第3号に規定される第3種農地です。●●●、登記・現況地目ともに畑、面積57㎡です。転用者は●●●の●●●さんで、所有者は●●●の●●●さん、●●●さんで持分はそれぞれ2分の1です。

転用目的ですが、転用者の●●●さんの自宅が申請地の隣になりますが、前面の道路も狭く、また現在の駐車場だけでは手狭なため申請地を取得し敷地拡張を行うもので適当です。こちらがバイパスで、●●●さんの自宅がこちらの黄色で着色した箇所で、敷地拡張する部分が、細くて見にくいですがこの緑で着色した箇所となります。住宅も建っていて、道路も狭く、お母さんも時々来られるのに、駐車スペースがなく、こちらを敷地拡張して駐車場として利用されるということです。

(スクリーンに分間図を表示)

隣接農地の関係ですが、西側は宅地、南側は墓地、北側は道路、東側は所有者の農地のため問題ありません。

(スクリーンに配置図を表示)

次に配置図ですが、現在の敷地を東側に拡張します。用排水計画ですが、雨水は自然流下で既存の道路側溝へ排水させ、汚水は現在、浄化槽を設置し道路側溝へ排水しているため問題ありません。

被害防除計画ですが、50cmの盛土を行い整地します。隣接の農地との境界には重力式の擁壁を設置するため、土砂の流出等のおそれはなく適当です。以上、ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当の推進委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当推進委員が挙手)

議 長 はい、●●●推進委員お願いします。

●●●推進委員 先月11月27日、事務局と●●●委員さん、私の4名で現地調査を行いました。申請地は所有者が県外居住者で、年に数回、除草等をする為に帰って来ておられる状況で、農耕は全くされてなく農地ではございません。この農地を分筆し、今回購入者が駐車場用地として購入するという形のものですが、現在の●●●さんの状況は、大型車に乗っておられたのですが、駐車が難しいとのことで、小型車に買い替えられたようです。以上のことから、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは第6項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第6項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 第7項の説明をお願いします。

事務局 次に議案第73号第7項のご説明をします。

(スクリーンに位置図を表示)

11月28日、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局とで現地調査を行いました。申請地は、●●●から東へ1.9kmに位置する、ほ場整備されていない小集団の農地で、第2種農地です。●●●、登記・現況地目ともに畑、面積627㎡のうち111㎡ほか1筆、合計で1,453㎡のうち126㎡です。転用者は●●●の●●●、●●●、●●●さんで、所有者は●●●の●●●さんです。

転用目的ですが、転用者の●●●さんが所有者の●●●さん所有の山林の伐採を行うこととなり、伐採した木材の搬出路として使用するもので、令和4年2月28日までの期間で一時転用を行うもの

で適当です。場所ですが、この図面の上の方になりますが、●●●●から入った所です。それぞれ2筆ある緑で着色した部分になります。

(スクリーンに分間図を表示)

隣接農地の関係ですが、周囲は公衆用道路となっているため問題ありません。

(スクリーンに配置図を表示)

次に配置図ですが、申請地にこのように搬出路を設けます。トラックにつきましては、現地確認のときに言われてたのは、こちらから入って、バックしてここまで着けます。こちらの山林は●●●●さんの原野になっているため、こちらを一時転用して搬出路とします。

次に、用排水計画ですが、雨水は自然流下で地下浸透、汚水は発生しないため問題ありません。

被害防除計画ですが、申請地は現在、保全管理をされている状況で鉄板を敷かれますが、表土を剥ぐと逆に作業後が荒れてしまうため現在のまま使用されますが、土砂の流出等のおそれはなく適当です。以上、ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長 説明が終わりました。●●●●地区担当の推進委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当推進委員が挙手)

議長 はい、●●●●推進委員をお願いします。

●●●●推進委員 今回の事務局の詳細な説明のとおりでございまして、私の方からは何もございません。皆様のご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 詳しい説明があり、あえて説明する必要はないということです。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議長 それでは第7項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第7項は原案のとおり決定いたしました。

事 務 局 次に議案第73号第8項のご説明をします。

(スクリーンに位置図を表示)

11月29日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局とで現地調査を行いました。

申請地は、●●●から南西へ4.3km、●●●農業振興地域整備計画に定める農用地区域内農地です。申請地は、●●●、地目は登記・現況とも田、面積1,340㎡です。転用者は●●●、●●●で、所有者は●●●の●●●さんです。

転用目的ですが、●●●地区において県発注の●●●道路改良工事に伴い、請負業者である●●●が現場事務所、表土置場、資材置場、仮設トイレ、倉庫を設置するため、令和2年5月31日までの期間で一時転用を行うもので適当です。少し場所が判りにくいのですが、●●●がこの辺りを通る予定で、●●●の山側に入っていける場所がありますが、そこから入ったところです。

(スクリーンに分間図を表示)

隣接農地の関係ですが、東側・北側は道路、南側は水路、西側は山林のため問題ありません。

(スクリーンに配置図を表示)

次に配置図ですが、申請地にこのように現場事務所、仮設トイレ、倉庫を設置し、表土置場、資材置場を設けます。

用排水計画ですが、雨水は自然流下で地下浸透、汚水は汲み取りで発生しないため適当です。

被害防除計画ですが、表土をはぎ、真砂土で20cmの盛土を行い整地し、土砂の流出等のおそれはなく適当です。その他としまして、農用地区域内農地であるため、市農政課から一時転用について農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすものではない旨の意見書が提出されています。また、工事完了後は原状回復する旨の誓約書が添付されています。以上、ご審議のほど、よろしくお願いします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当の推進委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当推進委員が挙手)

議 長 はい、●●●推進委員をお願いします。

●●●推進委員 今事務局の説明がありましたとおりで、特にはございませんが、●●●さんは●●●になっていますが、●●●の●●●出身で農地をあそこに所有されており、本人も適正に管理されております。工事終了後は耕作出来る状態にして返すとのことで、何も問題ないと思います。以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは第8項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第8項は原案のとおり決定いたしました。

(報告事案-1)

議 長 議案第74号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題とします。第1項の説明をお願いします。

事 務 局 議案第74号農地法第18条第6項の規定による通知についてご説明いたします。

第1項は●●●、●●●、地目は登記・現況とも田、面積2,172㎡外2筆、田の合計が、6,812㎡、賃借人は●●●の農事組合法人●●●、賃貸人は●●●の●●●さんです。権利の種類は合意解約で、解約後は別の方に所有権移転されますが、引き続き法人●●●が耕作されると伺っています。以上で報告を終わります。

議 長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 それでは特に発言がないようですので、以上で議案第74号の報告は終わります。

(報告事案-2)

議長 議案第75号「登記官からの農地の転用事実に関する照会書に対する調査結果について」を議題とします。第1項の説明をお願いします。

事務局 議案第75号登記官からの農地の転用事実に関する照会書に対する調査結果についてご説明いたします。議案は14ページです。こちらの案件につきましては、先月の総会でもあった登記官からの農地の照会書と同じものになります。

 登記官からの農地の転用事実に関する照会につきましては、登記地目が農地である土地の、農地以外の地目への地目変更登記申請があった時に、農地に該当しない旨の県知事または農業委員会の証明書か、転用許可があったことを証する書面が添付されていない場合、転用許可の有無、農地の現況、農地転用に関する事実について、登記官から照会があるものです。この処理につきましては、2週間以内に回答することと国から通知が出ており、事務局長専決事項として調査結果を回答しましたので、ご報告するものです。本件につきましては、令和元年11月29日付けで、山口地方法務局萩支局登記官から農地の転用事実に関する照会があったものです。

 申請人は●●●の●●●さんです。対象となる土地は、●●●、登記地目は田、面積366㎡です。12月2日に、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局とで現地確認を行いました。申請地は平成2年3月に農地法5条の転用許可を受けていますが、事業が完了しておらず、現地調査を行ったところ、建物はありませんが砂利敷きで整地されており、非農地として12月4日付けで調査結果を回答したものです。

(スクリーンに位置図を表示)

 場所ですが、●●●地区になります。●●●から●●●の方へ向かって行った山側のこちらの緑で着色した箇所となります。以上で報告を終わります。

議 長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 それでは特に発言がないようですので、以上で議案第75号の報告は終わります。

(報告事案-3)

議 長 議案第76号「現況確認書の交付について」を議題に供します。

議 長 第1項から3項まで一括して、説明をお願いします。

事務局 それでは議案第76号についてご説明いたします。議案は16ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

第1項申請地は、●●●から南東へ900mに位置するこちらです。●●●があって、もう少し下に行くと●●●があります。こちらの緑で着色した箇所になります。●●●、登記地目は畑、面積191㎡、申請人は●●●の●●●さんです。

申立てによると、申請地は昭和44年に住宅2棟を新築し、住宅敷地として利用され現在に至っているもので、11月27日に●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局とで現地調査を行ったところ、申請地は申立てどおり、木造セメント葺平屋建ての住宅敷地として一体利用されており、農地としての現況をとどめていないため非農地に認定したものです。

(スクリーンに位置図を表示)

第2項申請地は、●●●から南東へ750mに位置するこちらです。バイパスがあって、こちらが●●●でその近隣のこの着色した箇所になります。●●●、登記地目は畑、面積99㎡、申請人は●●●の●●●さんです。

申立てによると、申請地は昭和42年に分筆し、その後隣接する住宅への進入路として利用され現在に至っているもので、12月2日に●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局とで現地調査を

行ったところ、申請地は申立てどおり、住宅への進入路として住宅敷地と一体利用されており、農地としての現況をとどめていないため非農地に認定したものです。

(スクリーンに位置図を表示)

第3項申請地は、●●●から南東へ800mに位置するこちらです。●●●、登記地目は畑、面積19㎡外1筆、合計で125㎡です。申請人は●●●の●●●さんです。

申立てによると、申請地は昭和25年に作業小屋が建築され、その後、昭和44年に増築し、隣接する宅地と一体利用され、現在に至っているもので、12月2日に●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局とで現地調査を行ったところ、申請地は申立てどおり、隣接の宅地と一体利用されており、農地としての現況をとどめていないため非農地に認定したものです。以上で報告を終わります。

議 長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 特に発言がないようですので、以上で議案第76号の報告は終わります。

議 長 以上をもちまして、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。
これで、萩市農業委員会総会を閉会いたします。

午後16時20分 閉会

萩市農業委員会議事規則第14条第1項の規定により署名する。

令和元年12月12日

萩市農業委員会会長 片岡 兼雄

委員 矢次 利典

委員 藤田 芳昭